

令和 4 年 1 月 7 日

保護者の皆様へ

堺市子育て支援部長

認定こども園等における感染拡大防止の取組みについて

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及びコロナ禍における感染防止対策の取組みにご協力いただきありがとうございます。

さて、年明けから全国的に感染が急拡大しており、大阪府内においても感染者数が大きく増加しています。

本市における認定こども園等については、引き続き、適切な感染防止対策のもと通常どおり保育を実施していただくこととしていますが、保護者の皆様におかれましても、下記の内容について十分ご留意いただき、感染拡大防止の徹底にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

(1) 保育の実施にあたって

- 各施設に対して次のとおりお願いしていますのでご理解願います。
 - ・園での保育について、感染リスクの高い行動はできるだけ控えること。
 - ・職員のマスク着用を徹底し、子どもと一緒に食事をとることは控えること。
 - ・園行事やイベントを予定されている場合は、参加者を減らすための実施方法の見直し等を検討すること。
- 仕事等が終わったらできるだけ速やかにお迎えにきていただく、仕事を休んで家にいる場合はご家庭の状況等をふまえて必要な時間のみ登園していただくなど、園の運営にご協力願います。
- 保育中に発熱等があった場合は各施設よりご連絡しますので、速やかにお迎えに来ていただくようお願いいたします。
- 園関係者（職員や園児）の感染が判明した場合など、感染拡大状況によっては、臨時休園や家庭での保育をお願いする場合がありますのでご理解願います。

(2) ご家庭での対応等について

- 手洗いやうがいをはじめとする一般的な感染症対策を徹底するとともに、お子さまやご家族の検温等による健康管理や健康観察を行ってください。
- 次に該当する場合には、必ず登園を控え、各施設に連絡してください。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・同居の家族等が陽性となった場合・お子さまが濃厚接触者に特定された場合・お子さまや同居の家族等がPCR検査等を受検することになった場合・お子さまに発熱等の風邪症状がある場合（発熱等が認められた場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでの間） |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- お子さまやご家族に発熱などの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合には、「堺市新型コロナ受診相談センター（072-228-0239）」にご相談ください。
- 万一、園関係者（園児・職員）に感染者が判明した場合には、偏見等が生じないように、人権に十分ご配慮願います。
- 医療従事者や社会機能を維持するために就業継続が必要な方々（警察、消防、高齢・介護施設や保育施設等の職員）やそのご家族などを思いやり、支えあう気持ちを持って行動願います。